

男性の育児休業取得促進を応援する



やまぐち子育て応援企業

# イクメンパパ 子育て応援奨励金



県では、男性の育児休業等取得を促進するため、「やまぐちイクメン応援企業宣言制度」により登録した企業等を対象に、その男性従業員が育児・介護休業法に規定する育児休業等を取得し復職した場合に奨励金を支給します！

## 【対象企業】

やまぐちイクメン応援企業(うち常時雇用者300人以下の企業)

## 【支給要件】

県内の事業所に勤務する従事する男性従業員が育児休業等を取得し、復職

## 【取得対象期間】

子の1歳の誕生日の前日までに取得した育児休業等が対象

※ただし、国の出生時両立支援助成金との重複支給は受けられません。

## 【男性従業員の育児休業等取得期間に応じた奨励金額】

	取得期間		奨励金額
育児休業	5日以上	2週間未満	100,000円
	2週間以上	1箇月未満	200,000円
	1箇月以上		300,000円
育児休暇	5日以上		100,000円

→裏面Q&Aをご覧ください

お気軽に  
お問い合わせ  
下さい。

山口県労働政策課

検索

山口県商工労働部

労働政策課働き方改革推進班

電話 083-933-3221 FAX 083-933-3229

Eメール：[a15900@pref.yamaguchi.lg.jp](mailto:a15900@pref.yamaguchi.lg.jp)

<https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/cms/a15900/index/>

# 奨励金に関するQ & A

- ▶ **Q** 奨励金の対象企業等を詳しく教えてください。
- ▶ **A** 次のすべてに該当する県内事業所を対象としています。  
 (1) やまぐちイクメン応援企業の登録を受けていること。  
 (2) やまぐち子育て応援企業の登録を受けていること。  
 (3) 常時雇用従業員が300人以下であること。  
 (4) 就業規則等に育児休業等についての規定を設けていること。  
 (5) 法の規定を遵守していること。

▶ **Q** やまぐちイクメン応援企業の登録を受けるには？

- ▶ **A** やまぐちイクメン応援企業の登録は、①やまぐち子育て応援企業宣言制度による届出を行い、②男性の育児参加等の取組宣言をしていただく必要があります。  
**【ケース1】**=やまぐち子育て応援企業宣言制度による届出をされている事業者  
 →所定の手続により、イクメン応援企業に登録することができます。  
**【ケース2】**=子育て・イクメン応援企業のいずれにも届出・登録されていない事業者  
 ①次世代法の一般事業主行動計画を策定している事業者(従業員数が101人以上)  
 →所定の手続により、両企業の届出・登録をすることができます。  
 ②一般事業主行動計画を策定していない事業者  
 →まず、一般事業主行動計画を策定する必要があります。



*奨励金支給申請とイクメン(子育て)応援企業への登録は合わせて行うことができます☆*

▶ **Q** 国の両立支援等助成金(出生時両立支援コース)と県の奨励金を合わせて受給できますか？

- ▶ **A** 国の両立支援等助成金との重複支給(受けた者あるいは受ける見込みのある者)は受けられません。  
 ※両立支援等助成金(出生時両立支援コース)の助成金額は次のとおりです。

育児休業 取得期間	大企業		中小企業	
	1人目	2人目以降	1人目	2人目以降
5日以上2週間未満	対象外		57万円～	14.25万円～
2週間以上1箇月未満	28.5万円～	14.25万円～		23.75万円～
1箇月以上		23.75万円～		33.25万円～
2箇月以上		33.25万円～		

※両立支援等助成金の詳細については、山口労働局雇用環境・均等室にお問い合わせください。

▶ **Q** 申請に必要な書類を教えてください。

- ▶ **A** 支給申請書に次の必要書類を添付してください。  
 (1) 育児休業等に係る子の出生の事実を確認できる書類  
 (2) 男性従業員から提出された育児休業等の取得の申出書等の写し  
 (3) 育児休業等を取得した男性従業員の出勤簿等の写し(育児休業等の状況及び復職後の出勤状況が確認できるもの)  
 (4) 育児休業等を取得した男性従業員と事業者との雇用契約を表す書類  
 (5) 育児休業等に係る就業規則等の写し 等

様式や必要書類は労働政策課ホームページをご覧ください!!!

詳しくは、

山口県労働政策課

検索

